

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

協議会名： 盛岡都市圏地域公共交通会議

評価対象事業名： 地域公共交通調査事業

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③計画策定等に向けた方針
【事業内容】 ①基本方針及び目標の検討 ②都市圏実施施策の検討 ③市町方針及び実施施策の検討 ④地域公共交通計画素案の作成 ⑤法定協議会開催 【結果概要】 ①交通事業者との個別協議及び法定協議会における意見を踏まえ、一般市民にも分かりやすい基本方針と目標を設定した。また、目標指標については、毎年度又は計画更新時に評価、モニタリングしながら達成状況を確認していくこととして設定した。 ②盛岡都市圏の各市町でこれまでに実施してきた事業や今後も継続して実施する事業の整理に加え、盛岡都市圏として実施する可能性のある事業を検討し、盛岡都市圏における調整、交通事業者との協議により、計画期間内に実施可能な事業を選定し、事業概要・役割分担・実施スケジュールと併せて検討した。 ③盛岡都市圏の各市町で実施を想定している地域内交通や事業について、都市圏施策との整合性を考慮し実施施策として位置付けを検討した。また、将来ネットワークにおいて、地域内交通の想定される交通手段を検討した。 ④今年度の検討結果を踏まえ、盛岡都市圏地域公共交通計画(素案)としてとりまとめた。 ⑤計画策定内容の協議・検討にあたり、盛岡都市圏地域公共交通会議を1回開催した。計画素案の決定までに本年度中に2回の会議開催を予定している。	A 事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された(される見込み)。	【補助対象事業名】 盛岡都市圏地域公共交通計画策定業務 【事業内容】 ①事業の結果概要のとおり 【実施時期】 令和6年5月～令和7年3月 【計画策定方針】 (事業評価時点で計画素案の作成まで進捗しているため、計画素案のポイントを記す) ○盛岡都市圏における将来ネットワークについては、広域基幹系統(岩手県計画と整合)、都市圏基幹系統(主要結節点間を連絡)、都市圏準基幹系統(主要バス停留所間を連絡)、既存路線バスエリア(既存路線バス主体)に区分するとともに、その外側の鉄道・バス不便地域を地域内交通として位置付けた。 ○基幹となる鉄道・路線バスネットワークの維持・利便性向上と地域内交通を支えるタクシー・地域の輸送資源の活用を公共交通ネットワークの維持・確保における主要な事業とした。 ○路線バスの利便性向上に向けて、複数事業者が並行する区間における日中時間帯におけるダイヤ調整を行う。また、鉄道・バス不便地域における移動手段の確保、運行効率化に向けて、路線バスネットワークの再編及び輸送資源の再配分を行う。これらについては、実施施策として位置付ける。 なお、令和7年度に地域公共交通利便増進事業(利便増進計画策定)、令和8年度(令和9事業年度)以降に地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統)を活用する方針とした。